

令和4年9月9日

生徒・保護者 各位

福島県立白河旭高等学校長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の患者の療養期間の見直しについて、県教育長より連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本校では、下記のとおり対応するとともに基本的な感染症対策の徹底を図りますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせいたします。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について

(1) 有症状患者

・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。

※現在、本校では感染拡大の状況にあるため、「発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能」としますので、ご理解とご協力をお願いします。

(3) 上記いずれの場合でもあっても、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについては、令和4年9月7日より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

2 その他

(1) 健康観察を徹底して、発熱や喉の痛み等、体調に変調をきたした時には、医療機関等で受診し、速やかに学校へ連絡を入れてください。

(2) 健康的な生活(十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事)により抵抗力を高めるように心掛けてください。

(3) ご心配・ご不明な点がございましたら、学校へお問い合わせください。

(4) 今後の対応や予定の変更等については、学校HPや一斉メール等で随時連絡します。

(事務担当 教頭 Tel 0248-22-2535)

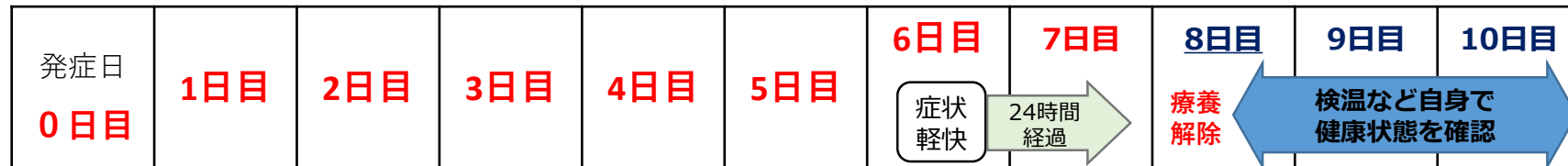
令和4年9月7日から、療養期間等が見直しされました。（同日時点で、患者である方にも適用されます。）

【注意】 症状がある場合は10日間、症状がない場合は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。
 検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、解除後も感染予防行動の徹底をお願いします。

○**症状のある方**（入院者・高齢者施設入所者を除く）

発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後※24時間経過した場合には8日目から解除可能

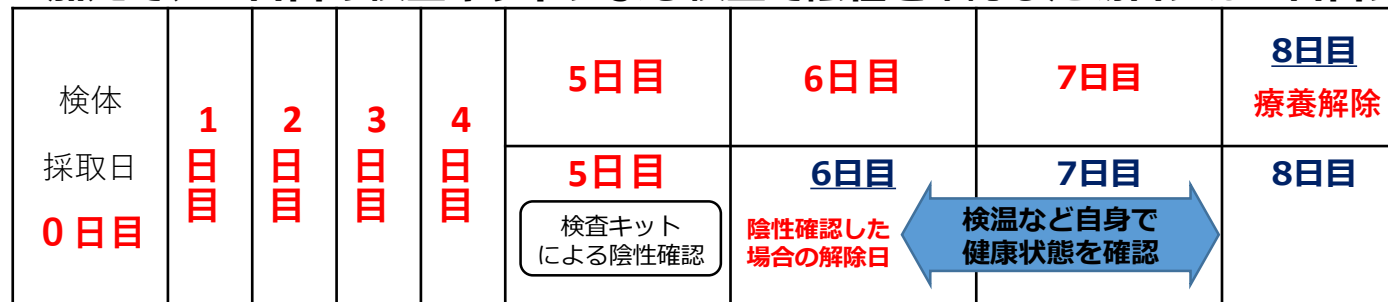
※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいいます。



○**症状がない方**

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除可能（従来どおり）

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には6日目に解除可能



<療養期間中の外出について>

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことが可能。